

総務文教委員会

平成26年12月10日(水)

総務文教委員会

日 時 平成26年12月10日(水) 午前10時00分開会—午前11時27分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 道工委員長、反保副委員長、鍛冶、奥野、田島、中原、辻下
小川副議長、竹内監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 川端、竹原、出口

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長
保井まちづくり戦略室長、古谷総務部長
四至本財政改革部長
中田教育次長、西企画政策監
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
岸本危機管理監、萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長
阪本総務部副理事兼人権推進課長、相馬財政改革部副理事兼財政課長
廣田(尚)まちづくり戦略室人事担当課長、寺田企画政策担当課長
川端危機管理担当課長、今坂総務課長
澤財政改革部税務課長兼行革推進課長
福井教育委員会事務局学校教育課長
山路教育委員会事務局指導課長
中村教育委員会事務局文化センター所長
天野教育委員会事務局淡輪公民館長
小川教育委員会事務局生涯学習課主幹

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

道工委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、全員出席でございます。欠員1名です。理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

12月3日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いを申し上げます。また、私が質疑、討論するときは副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑、討論することをご了承お願い申し上げます。

議案第66号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について担当課から説明を求めます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成26年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、総務文教委員会に付託されました歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入です。

14国庫支出金、2国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金としまして、50万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、歳出で増額が見込まれる額に対して、直近5カ年平均より算出した補助率0.243を乗じた金額の歳入の増額が見込まれるものでございます。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 続きまして、2府補助金、6教育費補助金、社会教育費補助金といたしまして、12万円の増額補正をするものでございます。

内容につきましては、大阪府子どもを犯罪から守る地域防犯活動促進補助金を活用し、青少年健全育成推進費に充当するものでございます。補助率は2分の1であり、詳細につ

きましては、歳出で説明させていただきます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 17 寄附金、1 寄附金、小学校費寄附金としまして、300 万円を増額補正するものです。

内容としましては、中孝子自治区から淡輪小学校に係る教育財産の充実を目的とした指定寄附金の申し出があったものであります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、18 繰入金、1 基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、4,217 万 4,000 円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の財源調整に伴うものでございます。

次に、19 繰越金、1 繰越金、前年度繰越金といたしまして、1 億 2,246 万 3,000 円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成 25 年度決算の確定に伴う繰越金を計上するものでございます。内訳といたしましては、後にご説明をいたします職員の退職手当の分割支給に伴う退職手当繰越金について、諸収入から 8,138 万 4,000 円を振り替えるとともに、平成 25 年度決算剰余金といたしまして、純繰越金 4,107 万 9,000 円を新たに計上するものでございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 委員会資料の 2 ページをごらんください。

20 諸収入、3 雑入、雑入としまして、8,028 万 7,000 円を減額補正するものでございます。

内容につきましては、この歳入のうち、学校教育課所管として、台風 18 号により、岬中学校屋上材が飛散、破損したため、修繕に係る金額の 2 分の 1 が全国自治協会建物災害共済保険金として、24 万 8,000 円を増額するものであります。

川端危機管理担当課長 危機管理担当での補正予算としまして、84 万 9,000 円を増額補正するものです。

内容としましては、本年 8 月末に退職された消防団員 1 名の退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金より、84 万 9,000 円が歳入されるものです。

相馬財政改革部財政課長 次に、退職手当繰越金といたしまして、8,138 万 4,000 円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、繰越金のところでご説明させていただきましたとおり、職員の退職手当の分割支給に伴う退職手当繰越金の確定に伴い、繰越金に振り替えを行うものでございます。

なお、この退職手当繰越金の予算科目につきましては、諸収入ではなく、本来は繰越金に属するものでございますが、当初予算におきましては、平成25年度決算に係る繰越金が確定しておりませんでしたので、予算の振り替えを前提に、当初予算では諸収入の科目にて予算計上したものでございます。

今般、平成25年度決算が確定したことに伴い、繰越金の科目に予算の移し替えを行うものでございます。

続きまして、21町債、1町債、臨時財政対策債といたしまして、1,667万円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、臨時財政対策債の起債借入額の決定に伴うものでございます。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして、2,029万9,000円の増額補正を行うものでございます。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 続きまして、歳出です。委員会資料の3ページをごらんください。

今回の委員会資料におきましては、委員会資料3ページの一番左の区分欄の議会費の上段に括弧書きで記載しておりますとおり、議員手当・職員給与費分と、それから委員会資料7ページの2、総務費の上段に括弧書きで記載しております、議員手当・職員給与費以外分との2つの構成で作成をしております。

このことにつきましては、今回の補正項目の多くが議員手当・職員給与費分としての人件費で占めていることによるものであり、人件費とそれ以外のものという区分けにさせていただきます。

それでは、委員会資料3ページから6ページまでの議員手当・職員給与費分としての人件費の補正の全般につきまして、ご説明させていただきます。

今回の人件費の主な補正の要因としましては、人事異動等による調整のほか、本町が独自に給料カットをしております2%減額分の反映、それから、平成26年度人事院勧告に基づく給与改定の反映、それから災害対策本部設置に伴う職員配備に係る超過勤務手当の3つがございまして、

人勧による影響額につきましては、議会でもご説明させていただきましたとおり、平均0.3%の給与表の改定、期末勤勉手当の支給月数の改定、通勤手当の改定によるもので、一般会計で約1,300万円、特別会計を含めると約1,450万円となりますが、一方で、職員による2%減額による効果額は、一般会計で約1,900万円、特別会計を含め

ると約2,080万円となっております。

また、この人件費の補正における財源内訳のほとんどが一般財源によるものでありますが、委員会資料の3ページの2総務費、1総務管理費の一般管理費人件費、一般職におきましては、先ほど歳入で説明がありましたように、退職手当繰越金を充当して、財源調整をしております。

それから、これらの人件費におけます、左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては、議事の円滑な進行のため、省略させていただきたく、ご理解を申し上げます。

また、人件費がらみの補正の3つ目、災害対策本部設置に伴う職員配備に係る超過勤務手当に関しましては、危機管理担当のほうからご説明します。

川端危機管理担当課長 続きまして、委員会資料の6ページをごらんください。

消防費の災害対策人件費について、ご説明します。

9消防費、1消防費、災害対策費人件費としまして、165万4,000円を増額補正するものです。

内容としましては、台風の接近により、災害対応に当たった職員の超過勤務手当を補正するものです。

まず、8月9日から10日にかけて接近した台風11号での災害対応として、対象職員52名、671時間分、187万3,000円、次に、10月5日から6日にかけて接近した台風18号では、4名、51時間分、14万7,000円、同じく10月13日から14日にかけて接近した台風19号では、15名、100時間分、28万6,000円、この3つの台風での対応として必要となる延べ71名、822時間分、合計230万6,000円と、当初予算額65万2,000円との差額として、今回165万4,000円を増額補正するものです。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 続きまして、人件費以外の補正予算について、説明させていただきます。

委員会資料の7ページの2総務費、1総務管理費、臨時職員管理費としまして、462万円を増額補正するものです。

内容としましては、臨時職員賃金でございますが、正職員の人事異動や、病欠、産休、組織改変等に伴い、各課の業務に支障が出る恐れがある場合、臨時職員を配置しておりますが、当初の見込みより、配置人数や配置時間がふえたため、今回、補正をお願いするも

のです。

続きまして、同じく、1 総務管理費、職員採用経費としまして、93万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、職員採用試験問題等作成委託料でございますが、本年、4月1日付の採用予定者3名から、採用辞退の申し出があったため、追加募集を急遽5月10日に行った次第でございますが、その実施に伴い、平成27年度採用予定者の採用試験問題等作成委託料として、当初予算に計上しておりました本来の委託料に不足を生じたため、今回、補正をお願いするものです。

川端危機管理担当課長 続きまして、委員会資料の7ページをごらんください。

9 消防費、1 消防費、消防総務費としまして、257万3,000円を増額補正するものです。

内容としましては、歳入でご説明いたしました、本年8月末に退職された消防団員1名の退職報償金として86万円を、また、平成27年3月末をもって退職される消防団員3名の退職報償金171万3,000円の、合計257万3,000円を増額補正するものです。

なお、平成27年3月末をもって退職されるこの3名に係る消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入につきましては、退職後の平成27年4月以降の申請となるため、平成27年度当初予算に計上予定です。

福井教育委員会事務局学校教育課長 10 教育費、1 教育総務費、幼稚園就園奨励費としまして、179万1,000円を増額補正するものです。

内容としまして、当初、幼稚園就園奨励費において、対象者を76名と見込んで予算化していましたが、現在のところ、130名の決算見込みとなるため、54名の増額分を計上するものであります。

同じく、2 小学校費、光熱水費としまして、113万1,000円を増額補正するものであります。

内容につきましては、3つの小学校の電気代が燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の増加により、決算見込みに不足が生じるため、増額補正するものであります。

続きまして、同じく備品購入費としまして、300万円を増額補正するものです。内容につきましては、淡輪小学校に係る教育財産の充実を目的とした中孝子自治区からの指定

寄附金の申し出に対して、教材用備品購入費279万円、内訳は、液晶テレビ15台、157万5,000円、石油ファンヒーター5台、48万5,000円、書画カメラ5台、42万1,000円、ワイヤレスアンプ・マイク1セット、30万9,000円及び図書購入費21万円の、合計300万円を計上するものであります。

同じく、3中学校費、光熱水費としまして、56万5,000円を増額補正するものです。

内容としましては、小学校と同じく、中学校におきましても、電気代が燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の増加により、決算見込みに不足が生じるため、増額補正するものであります。

同じく、修繕料としまして、49万7,000円を増額補正するものです。

平成26年10月3日の台風18号の影響により、岬中学校屋根材の一部、約150枚が飛散、破損したため、修理するものであります。この事業につきましては、修繕料の2分の1相当額に当たる24万8,000円が全国自治協会建物災害共済保険料より充当されます。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 5社会教育費、1社会教育総務費、青少年健全育成推進費といたしまして、24万円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしまして、子どもを犯罪から守る地域活動としまして、現在、安全ボランティア99名の協力を得て、安全確保に万全を期しておるところでございますが、取り組みから10年が経過し、ボランティアの高齢化による人材不足が課題となる中、新しいボランティア世代の人材確保のため、大阪府子どもを犯罪から守る地域防災活動促進事業補助金を活用いたしまして、人員の増員を図り、活動の活性化を図るため、子ども安全デーのぼり旗及びポールを購入するものでございます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、12公債費、1公債費、地方債元金償還金といたしまして、140万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、大阪湾広域臨海環境整備事業、いわゆるフェニックス計画に基づき、現在、近畿2府4県で構成されます、168市町村が共同で利用できる廃棄物の最終処分場といたしまして、大阪沖、神戸沖、尼崎沖、泉大津沖の4つの処分場を確保し、これまで埋め立て処分を行ってきたところでございます。

また、費用の負担につきましては、事業計画に沿い、構成市町村が負担をしてきたところでございます。今般、一般廃棄物や産業廃棄物など、廃棄物別の負担割合に係る事業計

画が変更され、これに伴い、本町におきましては、過払い分といたしまして、平成25年度に509万3,000円が既に返還されたところでございます。

このフェニックス計画に伴う負担金の財源の一部に町債を充当しておりますので、返還金が生じたことに伴い、既に借り入れた町債の一部を繰り上げ償還するものでございます。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして、1,909万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、地方債補正の変更といたしまして、臨時財政対策債の起債借入額の決定に伴う地方債限度額の変更でございます。

補正前の3億1,100万円から、補正後の3億2,767万円へと変更を行うものでございます。

一般会計補正予算（第5次）の説明は以上でございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほど、台風18号のところ、日付を10月3日と答弁したのですが、誤っておりました。10月5日から6日にかけての台風18号です。済みません。申しわけございません。

道工委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

鍛冶委員。

鍛冶委員 1ページの寄附金で、中孝子自治区から300万円、寄附金をいただいたということで、結構な話ですけれども、その利用が7ページに、淡輪小学校のテレビとか図書に使ったということで、こういうありがたいことなのですけれども、ほかの深日とか多奈川とかにこういうことをすると、あるところとないところというか、備品が。その辺の調整はどうなるのですか。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 そもそもこの中孝子自治区から淡輪小学校への寄附につきましては、孝子地区の児童の学区が淡輪小学校でありまして、中孝子からの寄附につきましては、淡輪小学校を限定して指定寄附したものでございます。

道工委員長 鍛冶委員から、ほかの小学校とのバランスの問題を聞いているので、その辺はどうなのですか。ほかの学校が全部足りていて、淡輪が傷んでいるとか、足りないということでやっていただくという意味なのか、そういうところも含めてご答弁ください。

笠間教育長。

笠間教育長 今回の指定寄附につきましては、平成5年に孝子小学校が休校になったと。現在も休

校状態、現実には休校よりも、もっと進んだ状態になっているのですけれども、休校という呼び方をしております。その段階で、孝子のほうから、ぜひとも淡輪小学校へという希望もございましたし、当時から21年たちました。そして、今回、森林組合と自治区がお話し合いをした中で、孝子の子どもたちが淡輪小学校のお世話になっているということでございまして、淡輪のほうへなったわけでございますけれども、深日、多奈川につきましては、特に財産区の皆さんにお世話になったりというようなことで、備品につきましては、十分とは言えません。しかし、町長のほうも、非常に学校施設につきましては、強く設備ということをお願いしていただいていますし、過去、2年前にも洋式のトイレも設置したという経緯、これは全部の小学校、同じくやったわけでございますけれども、このたびは、孝子のほうから、どうしても21年お世話になったという言葉をいただきまして、淡輪小学校へということになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

道工委員長 鍛冶委員

鍛冶委員 一応、孝子の方が淡輪小学校へ通学しているのは知っているのですけれども、孝子の自治区からということだけでも、そのお金のもとには森林組合かどこか、よそであれば、財産区、それに当たるところですな。そこから入っているわけですな。いいことですが、特に淡輪だけが優遇されるという、今後のことですが、その調整だけは頭に置いて、よろしくお願ひしておきます。

道工委員長 よろしいですか。

鍛冶委員 はい。

道工委員長 ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 関連ですが、これは指定寄附という形でとらまえて、やはり、寄附される方は、特定のここに寄附しますということで申し出たと思うのです。その寄附の金額の原資というのは森林組合、当自治区からの指定で、孝子校区は淡輪小学校になっているので、孝子の方の指定でいただいたと。それは当然、指定されたら、指定された校区内の備品なりに運用するのは当然の話であって、別によその学校に使ってしまったら、これまた、寄附した方の感情も害するし、これはもう当然、指定されたら、指定された寄附の運用は妥当だと思うのですけれども。その点、問題はないですか。今、鍛冶委員が質問しているのは、他の小学校の部分についても、平等に指定寄附を分配して運用したらどうかという質問だと思うんです。

道工委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 私の質問が、そういう指定をされようが、されまいが、淡輪にこれだけの備品がそろったということは、今後のことを考えて、他の学校にもいろいろとという考えを、教育委員会のほうで施してほしいという、そういう要望なんです。

道工委員長 田島委員。

田島委員 こういう場合はどう整理したらいいのかな。例えば、寄附をする方があらわれたと。昔だったら、この役場前のある商店の方が、深日小学校にこういう教材を寄附したいと指定してきた場合は、深日小学校の部分だけ、学用品を購入しましたわな。ですから、他の小学校にもその寄附行為は及んでもよろしいんですかということなんです。

道工委員長 田代町長。

田代町長 これについては、そもそも孝子自治区という形になっておりますけれども、孝子の財産を、第二阪和国道の事業のために売り払いをしたと。それについて、幾分か子どもたちが世話になっている淡輪小学校へ寄附したいということで、私のほうが快く受けさせていただきましたので、これは他の学校へ使うということにはできないかなと、このように思っております。

ただ、鍛冶委員のおっしゃっているのは、じゃあ、深日、多奈川がそういった備品購入のときにどうなるんだということを心配なさっていると思いますので、それについては、各財産区がございます。孝子については、財産区はございませぬので、自治区という形で出ております。

各深日、多奈川については、財産区にお願いをして、今まで備品購入とかいろんな整備等についても寄附をいただいておりますので、今後もそういう形でやっていきたいと、このように思っております。

道工委員長 ほかにございませぬか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページに、議会と特別職について増額補正という計上がされているんですけども、この2件については、後に出てくる条例が反映されたものということなんでしょうか。

道工委員長 廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 一般管理費の特別職の人員費の補正につきましては、後に出てくる特別職の条例の改正にかかわるものでございませぬ。

道工委員長 中原委員。

中原委員 承知をいたしました。

委員会資料の7ページの総務費の中で、臨時職員賃金が計上されておまして、462万円増額ということで、先ほど理由については、簡単にお示しをいただきましたけれども、これは通常、この程度の金額であるのか、例年と比べていかがか、そのあたりについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、8ページの子ども安全デーののぼりの購入にかかわってお尋ねをしたいと思います。安全ボランティアの方にご尽力をいただいて、地域の子どもたちの登下校を含めて、安全の見守りをしていただいているわけですが、高齢化で人員の確保が難しいといったことが、先ほど語られたところであります。

99名とおっしゃっておられましたが、現在の登録者数が99名ということであるのかなと思いますけれど、のぼりとポールを購入されたということで、なかなかのぼりとポールの購入だけでは、人員をふやすということに直接結びつくのかなという疑問がちょっと、先ほどの説明を聞いていて思ひまして、努力方向等ありましたらお聞かせをいただきたいなと思います。お願いします。

道工委員長 廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 先ほどの臨時職員の賃金につきまして、内容としましては、当初予算のほうで868万6,000円計上しておりましたが、中身的には、職員の数としては7名で臨時職員の分を計上しておりました。今回、人数的には11名という補正を計上させていただいております。

職員の配置替えとか、その辺の組織改正、それから最低賃金の上昇とか、その辺で今回のプラスアルファで補正をお願いするような形にはなりましたが、例年、職員の賃金におきましては、増減はあるわけですが、財政事情とかその辺を考慮しまして、実質予算自体はついていくような形にはなっておりますが、例年より若干、多いような形で計上させていただいております。

萬谷教育委員会事務局理事兼青少年センター所長 今回のポール以外で、なかなか人員が集まらないのではないかとご質問だと思うのですが、毎年、4月1日付で、安全ボランティアの募集ということで、岬だより等で募集をかけさせていただいているわけでございますけれども、決して放っているわけではなく、各学校にも通じて、担当課としましては動いているつもりでございます。このポール以外でも、当初予算の中でも計上しております。安

全ボランティアのベストとかジャンパーとか、その辺の部分は当初予算でも用意しておりますし、今回、この大阪府の補助金を活用いたしまして、これも町長が補助金を大阪府からいただいていたというような状況でございまして、何とかそれを活用する方法ということです。現在、のぼり旗も在庫品がない状況ですし、かなり旗も傷んでいるという状況でございまして、それでこの補助金を活用して、ポールとのぼり旗を購入して、まず、そこから子どもの安全を確保していきたいということで、今回、ポールとのぼり旗という形でやらせていただきました。

道工委員長 中原委員。

中原委員 1つ目のお答えをいただきました臨時職員の賃金について、私は初めの説明で、人事異動と、それから病欠についても少し触れておられましたので、職員の皆さん方の健康状態というか、そのあたりが少し気になったのですね。少ない人数の中で尽力されていると聞いておりますので、ちょっとそのあたりが気になったので、大丈夫かなと思って聞かせていただいたところです。

心身ともに健康に、住民の皆さんのために引き続き、お仕事をさせていただけるように、また、必要な仕事をこなすために、臨時職員の方にお力添えいただくということが必要であれば、臨時的に配置するという事は認めるものでありますけれども、職員の方の健康上の留意をいただきたいなと思ひまして、ちょっとお聞かせをいただいたところであります。

それから、2つ目にお答えをいただいた安全ボランティアの問題ですけれども、これは一般財源も2分の1投入されている事業でありますから、もちろん補助金を有効活用することは非常に積極的な姿勢だと思いますので評価しますが、今後、人員の募集等については、引き続きご尽力いただきたいと、意見を申し上げておきたいと思ひます。

道工委員長 ほかにございせんか。

田島委員。

田島委員 7ページの職員の採用経費等について、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、先ほど説明いただいたんですけれども、まず、基本的に、今現在、正規職員は何名おられて、そして、非正規、臨時の職員、この方が何名おられるのか。まず、そのバランスを確認したいのと、そして、来春、退職予定者の方の職員数、そして、その部分についての補充というのですか、何名の採用をされる予定か。このまず、2点を教えてほしいのですけれども。

道工委員長 廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 先ほどのご質問ですが、平成26年、本年の4月1日現在の職員の数は154名でございます。臨時職員につきましては、これはことしの10月現在ですが、162名です。それから、来年3月末で退職を迎える職員に関しましては、7名退職予定でございます。新規採用予定の数につきましては、一般事務職で5名、それから保育士に関しましては1名、それから土木職に関しまして1名の、計7名を採用予定としております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 退職者に対する新規採用は、数字的に7名退職、7名採用と、バランスはとれていますね。そこで一番驚いているのは、正規が154名で、臨時職員が162名と、だんだん臨時職員の数がふえてきていると。そこに当たって、一般管理費の中で、結局、3,434万5,000円のところ、補正、今回は462万円を補正して、7名のところ、11名ふえたということで、この臨時職員の管理費がかなり要ってくると、これからは、正規がだんだん少なくなると。そしたら、先ほど中原委員が言ったとおり、正規職員の健康管理はだんだん無理が生じてくるのではないかと。

やはり、臨時職員の方の職務に専念する考えと、正規職員の職務に専念すべきいろんな法律の制約を受けて、正規職員も大変な神経を使う職務になっていますので、この部分について、今現在、そういういろんな環境の部分で病気とか入院をされている経緯は把握されておったら、支障がなかったら教えてほしいのですが。

道工委員長 廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 今現在、正職員で病気休暇をとっている数に関しましては2名になっております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 2名の中で、結局、どういう、病名まで聞いたら失礼ですけども、成人病であるのか、また精神的な疾患を患っているのか、これはいかがですか。

道工委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 個別の病名については控えさせていただきますけれども、健康管理につきましては、毎月、労働安全衛生委員会というものを開催いたしまして、月1回は会議をし、また、職場巡回もやっております。

ただ、先ほども臨時職員の中におきましては、ここの委員会とはまた別の部分にはなりますけれども、ゼロ歳時の保育で臨時職員を入れなくてはならないとか、学童保育の面と

かございますので、どうしても必要なときに臨時職員で機動的に住民サービスを維持しているという面がありますので、人数が多いような状況に、表面上はなっけてきております。

また、スクールバスとかの運営につきましても、必要な時間で雇用しているということですから、フルタイムでの雇用ではなくて、必要なときに職員のほうをサポートしていただくという体制をとっております。

ですから、職員は必要なときに、臨時職員のマンパワーをかりて、住民サービスを維持しているということになるのですけれども、その健康管理につきましては、労働安全衛生委員会において、速やかに事情を把握しながら、各職場ぐるみで対応していくような形での対応をしているというところでございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 私は臨時職員がだめだと言っていないのですよ。結局、今、保井さんがおっしゃったとおり、やはり、正規職員のサポート的な、これは大事な話であって、また、臨時職員の雇用対策に貢献されていると。これも評価の一つです。わかっています。しかし、このバランス的な部分、正規と臨時のバランス的な部分について、職員からの、極端に言ったら、組合とのそういう協議、交渉はされた中でこういう数値に至っているのか。その点、そういう事実があったのか、なかったのか、ちょっと教えてください。

道工委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 事務量調査をしております、その事務量調査をした数字を示しながら、労使協議をして、財政的な背景も説明しながら、当面、行財政改革をしている中で、平成27年度というものを目標としておりますので、一定、労使協議の中で雇用数についても相談はしていっているところでございます。

あくまでもその判断につきましては、理事者側のほうでその判断をさせていただくわけですけれども、十分な協議をして、現在の職場環境について、改善なり、維持なりしていくという状況にあります。

道工委員長 田島委員。

田島委員 議会から人事権の部分について、越権的なことを言うのは差し控えたいのですけれども、やはり、以前から私が言っておるように、機構改革を今までずっとされてきたと。その中で、事務量の調査をして、やはりその適切な事務量の人員配置をしてくださいと。僕は過去から言ってきたはずで。ということで、もう一度、見直していただいて、別に臨時職員は採用したらだめですよと言っていない。やはり、正規職員のサポーター的に大事な

部分と、雇用対策をしていただいているのは、やはり住民のそういう働く場を役所でつくっていただいたら、喜んでいるはずです。

しかし、正規と臨時とのバランスが、正規が154名と、そして、臨時が162名という形、余りにも、やはり、こういう大事な行政の公務員としての職域にバランスが崩れるような職員数というのは、余り好ましくないで、やはり、これは守秘義務もあるし、いろんな個人情報の問題も受けてきますので、その点をちょっと考えて、臨時職員の採用も考えていただきたいと、そういうことです。今回は7名の退職で、5名、1名、1名の7名の補充と、それはもう組合との交渉もしていただいていると、そういうことを確認いたしましたので、この部分については、もう答弁は結構です。一つよろしくお願ひしたいと思います。

道工委員長 ほかにございませんか。

廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 先ほどの来年の定年退職者の人数につきまして、7名と答えてしまったのですが、誤りで、すみません、9名退職ということになっております。申しわけございません。

道工委員長 田島委員。

田島委員 9名退職の7名採用ですな。よろしいね。

これは、2名補充せないかん部分をこの7名でとどめて、行政の運営はできるのですね。各事務量としてクリアできますか。

道工委員長 廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 7名採用ということですが、もう1名、保育士を任期付職員として雇うような形になります。あと1名に関しては、用務員の職員が退職になりますので、臨時職員に切りかえてという形になっております。

道工委員長 よろしいですか。

田島委員 もう結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。賛成ですか、反対ですか。

中原委員 反対になります。

道工委員長 反対ですね。どうぞ。

中原委員 賛成しかねるという立場で討論に参加いたします。

災害に対応する予算、ほかにも必要な予算計上は認めるものでありますけれども、後に出てくる議員の期末手当、それから特別職の職員手当にかかわって、賛同しかねると考える理由がありますので、その件につきましては、後の条例のところでもまた明らかにしたいと思っておりますけれども、残念ながら賛同はできないという結論であります。

道工委員長 ほかに。賛成はございませんか。

田島委員。

田島委員 説明を求めて、賛成するという立場にあるのですが、この職員の給与改定で、人事院勧告の部分について、これはちょっとなという考えは持っています。しかし、7年間もカットした部分に、今度少し上げますよということは、ちょっと人事院もおかしいと思うのですが、これはもう、先ほどの説明で行革の考えで、やはり、財政が厳しい折、職員のほうも納得されたと思う。協議されて、もう本日の議案になっていると思うんです。それはもう評価せざるを得ないということで、財政が厳しいのは理解していますので、これはもう何も反対すべき要素ではないと思います。職員が納得してしていますので。

そして、臨時職員については、今、ご答弁いただいたとおり、やはり正規、臨時のバランスを今後とも考えていただけるような要望をいたしていますので、今回、何ら反対する要素がございませんので、賛成として討論しておきます。

道工委員長 他に反対討論、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第66号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第66号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第71号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明を担当課からお願いいたします。

萬谷副理事。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 それでは、岬町立アップル館の指定管理者候補者の指定の件につきまして、委員会資料10ページから12ページまでの、岬町立アップル館の指定管理候補者の選定経過及び結果につきまして、説明させていただきます。

まず、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

公募要領の配布・広報につきましては、8月1日から8月15日まで、生涯学習課及びホームページ、岬だよりによりまして、8月8日から8月16日までの期間で公募をいたしました。

応募者は、指定管理者の「岬町子どもの本連絡会」1団体でございましたが、公募要綱に基づきまして、選定基準を満たしているのかどうかを審査するため、9月18日に第1回岬町立アップル館指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。

審査会では、申請内容の確認、プレゼンテーション、選定審査、審査結果の報告を行いました。選定委員につきましては、表にあります7名でございます。

選定審査の方法は、申請内容、プレゼンテーションを受けまして、選定委員会で定めた別表の評点表、100点満点の評点表により採点し、委員7名の平均点により判定いたしました。

その評点表といいますが11ページでございます。この11ページの一番左端の選定基準といいますが、指定管理者の指定手続等に関する条例に示されている選定基準でございます。その右の審査基準、事業計画書につきましては、公募要領で示させていただいております審査基準でございます。それぞれに点数を配分させていただいております。右側が評価なのですが、それぞれの項目に3段階から5段階、非常によい、よい、普通、悪い、非常に悪いという5段階に分けまして、それぞれ3段階から5段階で評価しております。

それで普通の列の一番下を見ていただきたいのですが、58という数字が出ております。これは、全部評価が普通であった場合、58点になるということでございます。この58点を標準評点といたしまして、7名の委員の平均点が58点未満の場合は、候補者として選定しないということにいたしました。

そして、採点の結果、委員7名の平均点は、83.4点ということでございました。そ

の採点結果が12ページでございます。右側の黒く網かけした部分、A、B、C、D、E、F、G、これが委員7名を示しております。それぞれの一番下を見ていただきますと、それぞれの採点は93点、79点、82点、99点、78点、81点、71点で、7名の平均点は一番右下83.4点ということでした。

10ページのほうにお戻り願います。この83.4点という高い評価を受けまして、選定委員会では、満場一致で申請者をアップル館の指定管理者候補者に選定することを決定いたしました。そして、同日、選定委員会から教育委員会に選定審査の結果を報告されております。

指定管理料は138万7,000円であります。これは、申請者からの提案額でございます。

そして、9月24日開催の定例委員会におきまして、選定委員会の報告を受け、岬町子どもの本連絡会を、岬町立アップル館指定管理における候補者に選定する議決がなされました。

以上が、今回の提案上程までの経過でございます。

道工委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

ちょっと1点、私のほうから。副委員長、すみません。

反保副委員長 道工委員長。

道工委員長 この138万7,000円の金額の中で、図書購入費とか光熱水費なんかは含まれているのですか。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 確かに、この138万7,000円の中には、光熱水費、図書の購入費等々は含まれております。

道工委員長 その辺のバランスですけれど、本といても、購入していこうと思ったら、かなり金額がかさんできますわな。全く数字を見る限りでは、出てきていただいている方の大半がボランティアのように見えるのですが、そこら辺の人件費的なウエートと、図書購入費、または光熱水費とはどうなっているのか。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 平成26年度の例を出しますと、図書の購入費に関しましては約12万円、それと、光熱水費については約38万円、これも、指定管理料の中では入っております。ただ、人件費に関しましては約80万円、これが一応、人件費として、平成26年度の中では上がっているのですが、一応、賃金としてやっておるわけではなくて、中で謝礼という形で支出しておるのが現状でございます。

道工委員長 指定管理料の中で謝礼ですか。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 人件費を謝礼という形でやっております。

道工委員長 その辺ね、ちょっとやっぱり私、前、本会議でほかの施設についても申し上げてますけれども、やっぱり光熱水費とかですね、今回、特に図書購入費、こういうものはやっぱり別途予算化してもらって、謝礼は謝礼でやっぱりしておかないと、全然見えてきませんわな。

だから、どれだけ本代にいつてるのやら、決算で出てくるとは思いますけれども、その辺は住民の方にもわかるようにやっぱり一つ、中身的にご検討をしておいてください。それだけお願いしておきます。要望です。

反保副委員長 よろしいですか。それではお返しします。

道工委員長 はい、どうぞ。

中田教育次長 教育次長の中田です。

先ほどですね、謝礼ということでございますけれども、これは指定管理料の中に全て含んでおりますので、個別に出しておるものではございません。

道工委員長 結構です。

ほかにございませんね。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論行います。

討論はございませんか。

中原委員。反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 中原委員、賛成に討論。

中原委員 指定管理者の選定経過について、詳しくご報告をいただいたところであります。この団体については、アップル館の運営を長くわたって行っていた団体でありますし、地域の子供たちに本を通じて、できる力と豊かな文化を育むという役割を果たそうということで、広域性の高い事業でありながらも有償ボランティアという、本当にマンパワーに支えられている活動であると私は認識しております。

指定管理料についても、指定管理者のほうから提案されている金額ということでもありますけれども、先ほど来、委員長が指摘されておりましたが、私も決して十分な金額ではないと考えるものでありますから、今後、町財政の問題もありますけれども、子供たちのた

めに、また地域のために必要な予算については増額していくということも含めてご検討を
いただきたいと要望も添えて賛同したいと思います。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第71号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、原案のとおり、
可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第71号は本委員会において可決されました。

議案第72号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本件にかかわって、報酬等審議会というのは開催されているかどうか、確認をさせてい
ただきます。

道工委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室長でございます。

開催はしておりません。

道工委員長 よろしいですか。

ほかに、ございませんね。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対ですよ。

道工委員長 反対どうぞ。

中原委員 先ほど、質問のところ、報酬審議会が開催されていないことを確認させていただいたところであります。議会運営委員会の場でしたか、同じことをお尋ねさせていただいて、そのときも人事院勧告に基づくものであるためにという理由をお聞きしたところでもありますけれども、私はやはり議員の報酬等については、人事院勧告に、単純に機械的に準じるということではなく、やはり独自の検討が必要であるという考え方を持っておりますので、報酬審議会の開催が必要であったのではないかなと考えるところであります。

それから、岬町の条例の中にですね、岬町特別職報酬等審議会条例というのが設けられておまして、その第2条では町長は議員報酬の額について、条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとするという定めもありますので、この報酬審議会の開催がされていないということから、賛同しかねるという立場であります。

道工委員長 ほかに、賛成討論ございませんか。

よろしいですか。

何か、理事あるんですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

ちょっと今、討論終結出したんやけど。どうぞ。

田島委員 討論ですけど、これ難しい話で、これ賛成、反対というね、意志表示よりちょっと外れるかもわかりませんが、運営上、許していただきたい。

今回、これは理事者側からの上程された部分ですよ。本来なら中原委員がおっしゃるとおり、やはり報酬審議会等にかけて、そしていろんなことを本来すべきですわね。しかし、これはちょっと本当は理事者側も気をつけて上程してくれたと思うんですわ。議会が本来ね、報酬審議会におろして、それで答申受けて、そういうとおりするのが本来の筋やけど、これちょっとね、意見がこう回った場合どないこのね、採決をすべきかなちょっと一瞬迷ったわけですよ、運営上ね。

そら委員の自由な裁量でもらったら結構ですけども、一応、私は理事者側からの上程の部分のこれ審議してますので、賛成として一応、賛成討論しておかないと、やっぱりちょっと意見の見解の相違やけども、私は私なりに上程されて、この理事者側のこの提

案の部分について、やはり私は別にこれでいいのと違うのかなという見解になってますので、賛成討論としてください。

道工委員長 私のほうで、今、討論終わりますと申し上げましたが、賛成討論を追加しておきたいと思えます。

それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第72号は本委員会において可決されました。

議案第73号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本件に関しましても報酬審議会は開催していないということによろしいでしょうか。

道工委員長 戦略室長。

保井まちづくり戦略室長 報酬審議会の開催につきましては、本件、人事院勧告に準じるものとして、開催はしておりません。基本的に人事院勧告に準じるものでございますし、また、特別職また議員につきましては、期末手当がそもそも0.05月、一般職員よりも低いという状況の条例になっておりまして、財政的なものは既に寄与しているということもございまして、報酬審議会にかける必要はないという認識であります。

道工委員長 よろしいですか。

ほかに、賛成討論ございませんか。

反対討論もございませんね。質疑です、すみません、失礼しました、質疑です。

どうぞ、田島委員。

田島委員 今、保井さんね、ちょっと確認したいんですけどね、報酬審議会、そして片や人事院勧告と、この二通りありますね、しかし、国の人事院勧告に準じて従うのが本来、地方自治

体の運営と思うんですわ、しかし、自分の報酬を自分らが決めるのが好ましくないという観点から、町長の諮問機関の報酬審議会にかけるべきものですね。

そこで一つ、確認して妥当な判断をせざるを得ないのはやはり国の基準、そして国の人事院からの勧告を受けて、それに準じて地方自治体も従うと、これは本来従うべきと思うんですわ、しかしながら、従わない自治体もある可能性もあります。やはり自治体は自治体として自主自立するから町長、市町のもとに審議会置いてるんやと、こういう2つの選択肢があるわけですね。

ということで岬町は国の人勧の基準に準じて従ってやったということに、僕は解釈しているんですね。ということで本件もこれは別に審議会にかけなくてもやはり国の基準に準じて運用しますという議案上程をしてきたので、私は素直にこれに従って、これは議員として採択すればええだけのことであって、手続論は別に瑕疵はないと思います。

ただ、採択するのか、しないのかは各議員の権限でやっていただいたらとかように思いますので、これだけちょっと事前に前置きしておかないと、ちょっと。

道工委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 人事院勧告に関しまして、人事委員会がほかのところではある場合がありますが、都道府県及び政令指定都市には必ず置くとされています。

また、地方自治体におきましても、政令指定都市を除く人口15万人以上の市では人事委員会を置くということになっておりますが、岬町の場合は1万7,000人、1万6,000人程度でございますので、人事院勧告に準拠していくという方向で考えておると、また、報酬審議会につきましてはあくまでも報酬という範囲でございまして、今回の期末手当の月数に関しては、対象にするものでもないという認識でおります。

道工委員長 はい、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか、反対ですか。

中原委員 反対です。

道工委員長 反対討論どうぞ。

中原委員 反対するにもちょっと忍びないという気が、私1人反対したって、数の論理でいきます

と結論は見てはいるんですけどもね、態度だけは明らかにしておきたいと思います。

先ほどの説明の中で、既に特別職についても独自カットを自主的に行っておられるというものを考慮しますと、反対するに忍びないなという思いはございますが、少し考え方に相違がある点があります。

先ほど、1つ前の議員報酬にかかわる議案第72号のときにも申し上げましたが、私は議員やその特別職の歳費、給与に関する事柄については単純に人勧の考え方に機会的に当てはめるという考えは持っておりません。やはり独自のその時々判断、また住民的な議論も必要であろうと考えるものでありますので、一般職とはやはり考え方を変えてみるべきだと考えております。

一般職については、公務員そのものが団体交渉権が剥奪されているというもとで、それを保管するという役割もあって、人事院というのが設けられておりますけれども、ただ、私はその都度、出される人事院勧告そのものが妥当性あるなし、いろいろそのときに応じて判断するべきものと考えておりますので、国が出した人事院の勧告そのものを機会的に当てはめるときではないとその都度、検討が必要であろうと考えるものでありますから、今回の特別職の給与に関する条例については、そういった考え方から賛同しかねるというものであります。

それから、先ほどの答弁の中で一定の考え方をお示しになられたところでありますけれども、報酬審議会を開催しなかった事柄について、1つは人事院勧告に準ずるものだという事と、それから、手当に関する事なので報酬審議会が必要ないというお考えになったということでありましたけれども、私は条例を読ませていただく限り、やはり審議会の意見を聞くことは必要なのではないかなと考えましたので、それもあわせて賛同しかねる理由とさせていただきます。

道工委員長 賛成討論ございませんか。ないですね。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第73号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第73号は本委員会において可決されました。

議案第74号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

道工委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の37ページの一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表、これがちょっとわかりにくかったものですから、少し平たく解説をしていただけたらうれしいなと思っています。

道工委員長 どなたか。

質問の中身わかりますか。

廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 期末勤勉手当の支給率の改正ということなのですが、新旧対照表に書いてありますとおり、1号のほうが再任用職員とそれから任期つき職員以外ということで、2号のほうが、ごめんなさいすみません。1号のほうが、

道工委員長 質問の要旨がちょっとわかりにくい部分もあると思いますので、再度中原委員のほうからお願いします。

中原委員 本件は人事院勧告に基づいて見直しを図られるということだと思っておりますけれども、主には利益が及ぶといたしますかね、そういうことかなと受けとめているんですけれども、この37ページの再任用職員及び任期つき職員以外の職員云々と書いてあって、ここでは新と旧を見比べた場合に、割合が減っているものでこれは不利益に当たるというように見てとったらいいかしらと思って、考えていたのですが、その不利益に当たる部分が何かあるのかなと思って、それを教えていただきたいんです。

道工委員長 廣田課長。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 期末勤勉手当に関しましては、0.15月をアップするという形になっておりまして、実際12月1日では現行の条例どおり合計で3.95月支給するような形になっておりまして、今回の改正で0.15月改正するという形で上程しておりますが、実際通常の期末勤勉手当に関しましては12月10日、本日支給になっておりまして、その分に関しましては、現在の条例どおり3.95の支給になりますが、今回、

上程しております改定につきましては、今議会で承認していただければ実際プラスアルファの0.15月に関しましては、議会の議決をいただきましてからの支給ということになっております。

それと、あともともと減額している部分に関しましては、増額している部分も結局同じように減額対象になるという形で、特に遡及と申しますか、今現在の条例の部分は12月10日で、今回の議会で承認いただいた後は差額という形で支給という形になっております。

道工委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 今回の改正につきましては2段階になっておりまして、本年分につきましては、本年分とそれから平成27年4月1日以降の分がございます。この37ページにつきましては27年4月1日以降の分として支給月数は、0.075月分を引き上げるという改正になっておりますので、0.075と、100分の75という表現になっているということでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今の説明をお聞きしますと、不利益は別に及ばないということによろしいんですね。

保井まちづくり戦略室長 はい、そのとおりで0.15月を均等に、半分に分けていきますので不利益は生じないということでございます。

道工委員長 よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第74号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第74号は本委員会において可決されました。

議案第77号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題とします。
本件については本会議で説明を受けておりますが、補足説明を担当課からお願いします。

川端課長。

川端危機管理担当課長 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

本会議でご説明させていただきましたように、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法の一部が改正され、条項が整理されました。

岬町消防団員等公務災害補償条例の附則に児童扶養手当法が明記されているため、同様に条項の整理を行うものです。

今回の児童扶養手当法の改正につきましては、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直されたものです。

例えば、消防団員が活動中に死亡した場合、その消防団員に18歳未満の子どもがいれば従前では、児童扶養手当より優先して公的年金、この場合、遺族年金となりますが、遺族年金から子どもの加算額が支払いされていたため、児童扶養手当が併給して支払われていませんでした。しかし、今回児童扶養手当法の改正により、公的年金と児童扶養手当との併給調整が行われることとなり、差額分を児童扶養手当から受給できるようになったものです。

道工委員長 よろしいですか。

ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今の説明をお聞きしますと、対象になる方といたしますか、その方にとってはプラス面に働くと思えたらいいということでしょうか。

道工委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 そのとおりです。

道工委員長 よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第77号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第77号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件については、全て議了いたしました。

本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午前 11時27分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年 12月10日

岬町議会

委 員 長 道 工 晴 久